○近畿地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(三)(二)(一)　道路の区域　道路の路線名　一号　道路の種類　一般国道

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

区間	後変前別	敷地の幅員	延長
丁守口市八雲東町一丁目三〇五番から同市八雲東町一丁目三〇五番まで	後	二二・八〇メートル	〇〇キロメートル
	前	二二・九〇メートル	四四メートル
		二二・八〇メートル	九九トル
		九〇メートル	五五トル

○近畿地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　路線名　一号　供用開始の区間　守口市八雲東町一丁目三〇五番から同市八雲東町一丁目三一〇番まで　図面縦覧場所　阪近畿地方整備局及び同局大国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月一日

○近畿地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(三)(二)(一)　道路の区域　道路の路線名　一号　道路の種類　一般国道

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

区間	後変前別	敷地の幅員	延長
松甲賀尾市水口字車谷六九一番一から同市水口町字野澤三〇番一まで	後	二二七・九七メートル	〇〇キロメートル
	前	二六・六八メートル	四四メートル
		二五・五三メートル	七七トル
		二九メートル	三三トル

○中国地方整備局告示第三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年三月一日

中国地方整備局長　福田　功

第１　起業者の名称　鳥取県

第２　事業の種類　一級河川日野川水系友広谷三砂防堰堤工事

第３　起業地

１　収用の部分　鳥取県日野郡日南町大字中石見字大埒尻り、字兜山、字兜山脇、及び字大埒地内

２　使用の部分　鳥取県日野郡日南町大字中石見字兜山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県日野郡日南町大字中石見地内の区域（以下「本件区域」という。）における一級河川日野川水系友広谷三砂防堰堤工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、砂防法(明治30年法律第29号)第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区域は、砂防法第２条の規定により平成19年12月21日付け国土交通省告示第1670号において砂防指定地の指定を受けており、同法第５条の規定により鳥取県知事は、本件区域における砂防設備の工事を施行する責任があることから、起業者である鳥取県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

友広谷川（以下「本渓流」という。）は、鳥取県南西部の鳥取県日野郡日南町大字中石見地内に位置し、標高1,112ｍの大倉山の南山麓を水源とし、北北西に流下する一級河川石見川を経て一級河川日野川水系日野川に合流する延長1.2㎞、流域面積0.39㎢の渓流である。その下流域は、人家が連たんするほか、耕地として農作物の生産活動に利用されており、最下流部付近では、主要地方道新見日南線やＪＲ伯備線が走る地域である。

本渓流は渓床勾配が下流部で１／８、上流部では１／４と極めて急峻であり、土石流危険渓流に位置づけられている。地質についても、地域全体が花崗岩から成りたっており、風化・浸食に対して非常に弱い特性を有している。加えて、斜面部は土砂化した風化花崗岩、崖錐層によって覆われ、集中豪雨時には土石流となって流出する危険度が高い状態にある。平成18年７月の梅雨前線豪雨では、鳥取県西部地域を中心に多くの土砂災害が発生し、住居浸水96箇所や国道180号、181号の通行止め11箇所などの被害をもたらした。今後も局地的な集中豪雨の発生が懸念されており、本渓流域も土砂災害の発生が危惧されている。

本件事業は、このような状況に対処するため、本件区域に砂防堰堤１基を整備することにより、豪雨により発生する流出土砂量及び流出流木量を捕捉及び抑制することを目的とした事業である。本件事業による砂防設備の完成により、豪雨時における土石流の抑止が可能となり、地域住民の生命、財産及び社会資本の保全が図られるものと認められる。したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が既存文献等を元に確認したところ、本件事業地周辺には、絶滅するおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）及び鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年条例第51号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については、日南町教育委員会に本件区域内には存在しないことを確認している。

さらに施工にあたっては、低騒音・排出ガス対策型の建設機械を使用すること等により地域住民の生活環境に配慮するとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時における土石流災害を防止し、地域住民の生命、財産及び社会資本の保全を図ることを目的として砂防堰堤を整備する事業であり、本件事業の事業計画は国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。